

保安3法手数料一覧

(火薬類取締法)

府特例条例 第2条	事務内容	金額	
第1号	【製造許可】	220,000円	
第2号	【販売営業許可】	イ 競技用紙雷管のみの販売営業の許可の申請に係る審査	25,000円
		ロ その他の販売営業の許可の申請に係る審査	110,000円
第8号	【火薬庫設置・移転許可】	設置又は移転の許可の申請に係る審査	73,000円
		構造又は設備の変更の許可の申請に係る審査	8,300円
第13号	【製造施設・火薬庫の完成検査】	製造施設の完成検査	41,000円
		火薬庫の設置又は移転の工事に係る完成検査	41,000円
第15号	【製造施設・火薬庫変更後完成検査】	製造施設の完成検査	41,000円
		火薬庫の構造又は設備の変更の工事に係る完成検査	23,000円
第20号	【譲渡許可】 【譲受許可】	譲渡しの許可の申請に係る審査	1,200円
		イ 火工品のみの譲受けの許可の申請に係る審査	2,400円
		ロ その他の譲受けの許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	(1) 申請に係る火薬類(火工品を除く。)の数量が25キログラム以下の場合
			3,500円
			(2) その他の場合
第26号	【輸入許可】	イ 申請に係る火薬及び爆薬の数量が25キログラム以下の場合	12,000円
		ロ その他の場合	25,000円
第28号	【消費許可】	7,900円	
第40号	【保安検査】	41,000円	

(高圧ガス保安法)

府特例条例 第3条	事務内容	金額	
第1号	【第1種製造施設設置許可】	イ 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者(口に掲げる者を除く。) 次に掲げる設備の処理容積に応じ、次に定める範囲内の金額	処理容積が100立方メートル以上の設備 31,000円から560,000円
		ロ 同号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の処理容積に応じ、次に定める範囲内の金額	処理容積が100立方メートル以上の設備 7,400円から91,000円
		ハ 同条第1項第2号に該当する者 次に掲げる設備の冷凍能力に応じ、次に定める範囲内の金額	冷凍能力が20トン以上の設備 36,000円から110,000円
第8号	【第1種製造施設変更許可】	イ 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者(口に掲げる者を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して増加する場合 26,000円から370,000円
		ロ 同号に該当する同条第1項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して増加する場合 5,100円から65,000円
		ハ 同項第2号に該当する同項の許可を受けた者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して増加する場合 30,000円から69,000円
			その他の場合 16,000円
第12号	【第1種貯蔵所設置許可】	25,000円	
第16号	【第1種貯蔵所変更許可】	イ 変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増加する場合	14,000円
		ロ その他の場合	11,000円
第19号	【第1種製造施設完成検査】 【第1種貯蔵所完成検査】	第1号の下欄に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額(高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、6,100円)	18,750円
		第2号の下欄に掲げる高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請を行う者及び場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額(高圧ガス保安法第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、6,100円)	6,100円
第21号	【特定変更工事完成検査】	第16号の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額	
		イ 容積1,000立方メートル以上(液化ガスにあっては、質量10トン以上)の高圧ガスに係る検査	27,000円
		ロ 容積300立方メートル以上1,000立方メートル未満(液化ガスにあっては、質量3トン以上10トン未満)の高圧ガスに係る検査	21,000円
第35号	【高圧ガス輸入検査】	ハ 容積300立方メートル未満(液化ガスにあっては、質量3トン未満)の高圧ガスに係る検査	13,000円

第51号	【特定施設保安検査】	イ 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者（口に掲げる者を除く。）次に掲げる設備の処理容積に応じ、次に定める範囲内の金額	処理容積が100立方メートル以上の設備	33,000円から610,000円
		ロ 同号に該当する同項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の処理容積に応じ、次に定める範囲内の金額	処理容積が100立方メートル以上の設備	7,700円から95,000円
		ハ 同項第2号に該当する同項の許可を受けた者 次に掲げる設備の冷凍能力に応じ、次に定める範囲内の金額	冷凍能力が20トン以上の設備	42,000円から120,000円
第61号	【容器検査】	イ 温度零下50度以下の液化ガスを充てんするための容器に係る容器検査 次に掲げる容器の内容積に応じ、次に定めるいすれかの金額	内容積500リットル以下の容器	1個につき6,600円又は16,000円
		ロ 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（イに規定する容器を除く。）に係る容器検査 次に掲げる容器の内容積に応じ、次に定める範囲内の金額	内容積500リットル以下の容器	1個につき150円から320円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに57円を加えた金額
		ハ 高強度鋼容器（イ又はロに規定する容器を除く。）に係る容器検査 次に掲げる容器の内容積に応じ、次に定める範囲内の金額	内容積500リットル以下の容器	1個につき140円から220円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに4円を加えた金額
		二 その他の容器に係る容器検査 次に掲げる容器の内容積に応じ、次に定める範囲内の金額	内容積500リットル以下の容器	1個につき90円から7,100円
第65号	【容器再検査】	イ 温度零下50度以下の液化ガスを充てんするための容器に係る容器再検査 容器の内容積に応じ、次に定める範囲内の金額		1個につき6,600円から16,000円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに1,600円を加えた金額
		ロ 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（イに規定する容器を除く。）に係る容器再検査 容器の内容積に応じ、次に定める範囲内の金額		1個につき150円から320円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに57円を加えた金額
		ハ 高強度鋼容器（イ又はロに規定する容器を除く。）に係る容器再検査 容器の内容積に応じ、次に定める範囲内の金額		1個につき140円から220円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに4円を加えた金額
		二 その他の容器に係る容器再検査 容器の内容積に応じ、次に定める範囲内の金額		1個につき90円から7,100円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに380円を加えた金額
第68号	【附属品検査】	イ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品に係る附属品検査 次に掲げる容器の内容積に応じ、次に定めるいすれかの金額	内容積500リットル以下の容器	1個につき24円又は31円
		ロ その他の容器に装置される附属品に係る附属品検査 次に掲げる容器の内容積に応じ、次に定めるいすれかの金額	内容積500リットル以下の容器	1個につき21円又は540円
第70号	【附属品再検査】	イ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品に係る附属品再検査 容器の内容積に応じ、次に定めるいすれかの金額		1個につき24円又は31円
		ロ その他の容器に装置される附属品に係る附属品再検査 容器の内容積に応じ、次に定める範囲内の金額		1個につき21円から1,100円
第74号	【容器検査所登録 又は更新】			16,000円
第79号	【印刻・抹消】			1,400円

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）

府特例条例 第6条	事務内容	金額	
第1号	【販売事業登録】	31,000円	
第4号	【販売事業者登録簿謄本の交付】	1通につき630円	
	【販売事業者登録簿閲覧】	1回につき460円	
第21号	【保安機関認定】	34,000円と6,900円に新たに行う保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額	
	【保安機関認定の更新】	14,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額	
第22号	【一般消費者等数增加認可】	20,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額	
第30号	【保安確保機器の設置及び管理方法の基準適合認定】	イ 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合	55,000円
		ロ 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸以上10,000戸未満の場合	80,000円
		ハ 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合	110,000円
第34号	【貯蔵施設設置許可 / 特定供給設備設置許可】	21,000円に貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額	
第35号	【貯蔵施設変更許可 / 特定供給設備変更許可】	17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額	
	【充てん設備変更許可】	19,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額	
第37号	【貯蔵施設・特定供給設備】	イ 31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項 又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額	
		ロ 24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額	
	【充てん設備完成検査】	イ 36,000円に充てん設備の数を乗じて得た金額	
第40号	【充てん設備設置許可】	28,000円に充てん設備の数を乗じて得た金額	
	【充てん設備保安検査】	27,000円に検査に係る充てん設備の数を乗じて得た金額	